

# 地方消費税

国の税金である消費税と同様に、国内での販売やサービスの提供及び輸入される貨物に対して課税される県税です。

## ★ 納める人 ★

消費税と同様に、最終的な税の負担者は消費者のみなさんですが、実際に申告して納める人は事業者の方です。

譲渡割（国内取引）…国内での販売、サービスの提供などを行う事業者。

貨物割（輸入取引）…輸入される貨物を保税地域から引き取る者。

## ★ 納める額 ★

消費税額の22/78を納めます。

$$\text{地方消費税} = \text{消費税額} \times \text{税率} (22/78)$$

譲渡割…国内での販売、サービスの提供などに係る消費税額から仕入れなどに係る消費税額などを控除した後の額の22/78

貨物割…輸入される貨物に係る消費税額の22/78

区 分	標準税率	軽減税率
消費税	7.8%	6.24%
地方消費税	消費税額の22/78 (消費税率換算2.2%)	消費税額の22/78 (消費税率換算1.76%)
合計	10%	8%

※軽減税率制度については、次ページをご覧ください。

## ★ 申告と納税 ★

譲渡割…消費税の確定申告書などを提出する義務がある事業者の方は、消費税の申告期限までに、消費税の申告書と併せて税務署に申告し、申告した地方消費税を消費税と併せて納めます。

貨物割…輸入される貨物を保税地域から引き取る方は、国の消費税の申告書と併せて税関に申告し、申告した地方消費税額を消費税と併せて納めます。

## ★ 都道府県間の清算 ★

国は、地方消費税の納付のあった月の翌々月の末日までに都道府県に払い込むことになっています。

しかし、地方消費税の最終的な税負担者は消費者であることから、地方消費税は最終消費地に帰属する必要があるため、課税地と消費地が不一致となります。この不一致を調整するために都道府県間で消費に関連する指標によりあん分して清算を行います。

※あん分に用いる指標

- 「小売年間販売額（商業統計）」
- 「サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）」
- 「人口（国勢調査）」

## ★ 市町村への交付 ★

清算後の収入額のうち50%を、県内の市町村に交付します。

なお、従来は国勢調査の「人口」及び事業所・企業統計の「従業者数」であん分していましたが、平成26年4月以降の税率引き上げ分については、「人口」のみであん分して交付します。



## 📢 「インボイス」とは

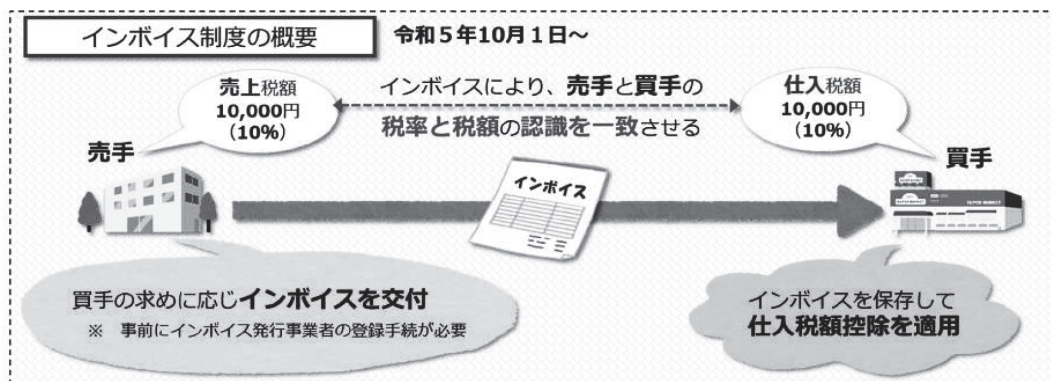
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

## 📢 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



## 📢 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。



チャットボット  
はこちらから

インボイス制度の疑問  
にお答えします！



税務職員ふたば

インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル **0120 - 205 - 553** (無料)  
9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。



令和5年10月から  
消費税インボイス制度  
が始まります。

消費税  
インボイス  
制度

登録を予定されている事業者の方へ  
**登録申請はお早めに!**



登録申請手続は、  
かんたん・便利♪ **e-Tax** をご利用  
ください!!

- ☑ 「e-Taxソフト(WEB版)」をご利用いただくと、質問に回答していくことで申請が可能です。
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。
- ☑ 個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。

※e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

### 説明会を開催中

税務署での説明会やオンラインでの説明会をご案内しております。

説明会ページへ▶



制度について詳しくお知りになりたい方は、  
国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の  
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ▶



特設サイトでは

- ① 制度の解説動画
- ② AIを活用したチャットボット
- ③ 軽減・インボイスコールセンター などをご案内しております